区支部のウェブ 海道支部室蘭地

ださい。 同支部 (**3**) 5 6 9 6

申込期限 5月24日月 ※詳しくは、日本ボイラ協会北 代は別途) 時 ~ 17 時 室蘭市東町4丁目29-1万5千億円 (テキスト 室蘭市中小企業センター 6月3日 (申し込み順 4 日

イラー 取扱技能講習

持ち物 登別市シルバー人材センタ 直接会場にお越しくだ 筆記用具 **〜登別市シルバー人材センター〜** 入会説明会を開催します

3 HATOALI

WY

後期高齢者医療制度のお知らせ

9

問い合わせ (2011-290-5601) 後期高齢者医療広域連合 (**28**) 2 1 3 7) 年金・長寿医療グル・

令和3年度の保険料の計算方法 をお知らせし

保険料額は、被保険者全員が負担する『均等割』の額と、前年の所得に応じて負担する 『所得割』の額の合計で計算します。

均等割 52.048円

所得割 (令和2年中の所得−最大43万円)×10.98㍍

ター事務所

(千歳町4丁目5

登別市シルバー

人材セン

90

ラポール西尾1階

60歳以上の方

30

5月13日休・

26日/水9時



※所得とは、前年の収入から必要経費の額(公的年金等控除額や給与所得控除額など)を引いたものです。 ※1年間の保険料上限額は64万円です。

※年度途中で加入した場合は、加入した月からの月割で計算します。

均等割の軽減割合を見直しました

令和2年度

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 (かつ、被保険 者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、 受給額80万円以下。	7割軽減
33万円	7.75割軽減
33万円+(28万5千円 ×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(52万円×世 帯の被保険者数)	2割軽減

令和3年度

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円+10万円×(給 与所得者等の数-1)	7割軽減
43万円+(28万5千円 ×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得 者等の数-1)	5割軽減
43万円+(52万円×世 帯の被保険者数)+10 万円×(給与所得者等 の数-1)	2割軽減

『給与所得者等』とは、 次のいずれかに当てはま る方です。

- ①給与等の収入金額が55 万円を超える方
- ②65歳未満の方で、公的 年金の収入金額が60万 円を超える方
- ③65歳以上の方で、公的 年金の収入金額が125 万円を超える方



